

令和 2 年 8 月 6 日
観光商工部商業労政課

感染症対策休業要請等協力金・支援金事業について

1【目的】

本市において新型コロナウイルス感染者が相次いで確認される中、県下全域において休業要請が行われることとなり、本市においても県と連携し、接待を伴う飲食店等が休業した場合、または時短営業を行うその他の飲食店に対し休業要請等協力金を支給するとともに、感染防止対策支援金を支給することにより、感染が拡大するリスクを低減し、徹底的な封じ込めを図り感染拡大を防止することを目的とする。

2【事業の概要】

(1) 対象者

市内に所在し、食事提供施設（持ち帰りや宅配を除く。）を運営する事業者

(2) 要請内容

①休業

遊興施設のうち、接待を伴う飲食店

例 キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ

②時間短縮営業（朝 5 時から夜 8 時までの間の営業。酒類の提供は夜 7 時まで）

①以外の食事提供施設（持ち帰りや宅配を除く。）

例 飲食店（居酒屋を含む）、料理店など

(3) 要請期間

8 月 1 日（土）から 8 月 16 日（日）まで（16 日間）

なお、施設の予約の状況等により、8 月 1 日（土）から休業することが困難な場合には、8 月 3 日（月）から 8 月 16 日（日）（14 日間）に休業すれば協力金の支給対象とする。なお、独自に事業者のガイドラインの遵守など感染防止対策を講じる場合には、支援金を支給する。

(4) 支給額

	1 店舗目		2 店舗目以降		変更点
	協力金	支援金	協力金	支援金	
接待を伴う飲食店	10 万円	10 万円	なし	20 万円	2 店舗目以降の支援金を 10 万円から 20 万円に増額
それ以外の食事提供施設	5 万円	10 万円	なし	15 万円	2 店舗目以降の支援金を 10 万円から 15 万円に増額

※1 店舗目は県、市がそれぞれ 1/2 負担

※2 店舗目以降は市の単独事業として、支援金を支給

※ガイドラインの遵守を支給対象の要件とする

3【予 算】

事業費 889,350 千円（県 343,225 千円、市 546,125 千円）

事務費 3,950 千円（県 1,771 千円、市 2,179 千円）

合 計 893,300 千円（県 344,996 千円、市 548,304 千円）

注) 店舗数 接待を伴う飲食店 1,254 店舗

その他の飲食店 4,257 店舗

飲食店営業許可取得件数（R2.6.30 現在）